

大阪市介護保険条例の一部を改正する条例案

第1条 大阪市介護保険条例（平成12年大阪市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条の2の見出しを「(一定以上の所得を有する要介護被保険者に係る特例居宅介護サービス費等の額)」に改め、同条中「第49条の2」を「第49条の2第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 要介護被保険者で法第49条の2第2項に規定するものが受ける法第42条第1項の規定による特例居宅介護サービス費の支給、法第42条の3第1項の規定による特例地域密着型介護サービス費の支給又は法第49条第1項の規定による特例施設介護サービス費の支給について前条第1項、第2項又は第4項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。

第5条中「又は第2項」を「から第3項まで」に、「第49条の2各号」を「第49条の2第1項各号」に改める。

第6条の2の見出しを「(一定以上の所得を有する居宅要支援被保険者に係る特例介護予防サービス費等の額)」に改め、同条中「第59条の2」を「第59条の2第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 居宅要支援被保険者で法第59条の2第2項に規定するものが受ける法第54条第1項の規定による特例介護予防サービス費の支給又は法第54条の3第1項の規定による特例地域密着型介護予防サービス費の支給について前条第1項又は第2項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。

第7条中「又は第2項」を「から第3項まで」に、「第59条の2各号」を「第59条の2第1項各号」に改める。

第8条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第1号中「44,603円」を「52,319円」に改め、同項第2号中「52,713円」を「61,831円」に改め、同項第3号中「60,822円」を「71,343円」に改め、同項第4号中「68,932円」を「80,856円」に改め、同項第5号中「81,096円」を「95,124円」に改め、同項第6号中「89,206円」を「104,637円」に改め、同項第7号中「101,370円」を「118,905円」に改め、同項第8号中「121,644円」を「142,686円」に改め、同項第9号中「141,918円」を「166,467円」に改め、同項第10号中「162,192円」を「190,248円」に改め、同条第2項から第5項までの規定中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第6項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「40,548円」を「47,562円」に改める。

第10条第1項中「令」を「介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第307号）による改正前の令」に改める。

第17条第1項中「その申請」を「その申請又は報告」に改め、同項中第20号を第29号とし、第19号を第28号とし、同項第18号中「30,000円」を「30,000円（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定（居宅介護又は重度訪問介護に係るものに限る。）を受けている者が当該指定を受けている事業所において法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業を行おうとする場合における当該申請及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者の指定（児童発達支援又は放課後等デイサービスに係るもの（主として重症心身障害児を通わせる事業所に係るものを除く。）に限る。）又は障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定（生活介護又は自立訓練（機能訓練）若しくは自立訓練（生活訓練）に係るものに限る。）を受けている者が当該指定を

受けている事業所において法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業を行おうとする場合における当該申請にあっては、10,000円)」に改め、同号を同項第27号とし、同項中第14号から第17号までを9号ずつ繰り下げ、第13号を第21号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (22) 共生型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査 1件につき10,000円

第17条第1項中第12号を第19号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (20) 共生型介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査 1件につき10,000円

第17条第1項中第11号を第15号とし、同号の次に次の3号を加える。

- (16) 介護医療院の開設の許可の申請に対する審査 1件につき63,000円

- (17) 介護医療院の変更（構造設備の変更を伴うものに限る。）の許可の申請に対する審査 1件につき33,000円

- (18) 介護医療院の許可の更新の申請に対する審査 1件につき16,000円

第17条第1項中第10号を第14号とし、第5号から第9号までを4号ずつ繰り下げ、第4号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (8) 共生型地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請（当該申請に係る事業所が本市の区域の外にある場合であって、当該申請をする者が当該事業所についてその所在地の市町村長による共生型地域密着型サービス事業者の指定を受けているときにおける当該申請を除く。）に対する審査 1件につき10,000円

第17条第1項中第3号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 共生型地域密着型サービス事業者の指定の申請（当該申請に係る事業所が本市の区域の外にある場合であって、当該申請をする者が当該事業所についてその所在地の市町村長による共生型地域密着型サービス事業者の指定を受けているときにおける当該申請を除く。）に対する審査 1件につき10,000円

第17条第1項中第2号の次に次の2号を加える。

(3) 共生型居宅サービス事業者の指定の申請に対する審査 1件につき10,000円

(4) 共生型居宅サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査 1件につき10,000円

第17条第1項に次の2号を加える。

(30) 事業者より報告を受けた介護サービス情報の公表に関する事務 1件につき2,000円

(31) 介護サービス情報の報告に係る調査の実施に関する事務 1件につき25,000円

第17条第2項の表中「第12号」を「第19号」に、「前項第1号及び第18号」を「前項第1号及び第27号」に、「第13号」を「第21号」に、「前項第2号及び第19号」を「前項第2号及び第28号」に、

「

前項第3号及び第14号の申請	35,000円
前項第3号及び第18号の申請	35,000円
前項第4号及び第15号の申請	10,000円
前項第4号及び第19号の申請	10,000円

」

を

「

前項第3号及び第20号の申請	10,000円
前項第3号及び第27号の申請	10,000円
前項第4号及び第22号の申請	10,000円
前項第4号及び第28号の申請	10,000円
前項第5号及び第23号の申請	35,000円
前項第5号及び第27号の申請	35,000円

前項第 6 号及び第27号の申請	10,000円
前項第 7 号及び第24号の申請	10,000円
前項第 7 号及び第28号の申請	10,000円
前項第 8 号及び第28号の申請	10,000円

」

に改める。

第 2 条 大阪市介護保険条例の一部を次のように改正する。

第10条第 1 項中「合計所得金額（）」を「合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第34条第 1 項、第34条の 2 第 1 項、第34条の 3 第 1 項、第35条第 1 項、第35条の 2 第 1 項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第 4 項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。）」に、「若しくは合計所得金額又は当該年度の前年度」を「、当該年度の前年度の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額若しくは所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第 2 項第 1 号に掲げる金額又は当該年度の前年度」に、「所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第 2 項第 1 号」を「同号」に、「若しくは合計所得金額又は当該年度の賦課期日」を「、当該年度の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額若しくは同号に掲げる金額又は当該年度の賦課期日」に改め、「介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第307号）による改正前の」を削る。

附則第 3 項中「(昭和32年法律第26号)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中大阪市介護保険条例第 4 条の 2、第 5 条、第 6 条の 2 及び第 7 条の改正規定並びに次項の規定 平成30年 8 月 1 日

(2) 第2条の規定 平成31年4月1日

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の大阪市介護保険条例（以下「改正後の条例」という。）第4条の2、第5条、第6条の2及び第7条の規定は、平成30年8月1日以後に利用し、又は行った居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）又は住宅改修（以下「居宅サービス等」という。）に係る保険給付について適用し、同日前に利用し、又は行った居宅サービス等に係る保険給付については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例の規定中保険料に関する部分は、平成30年度分以後の保険料について適用し、平成29年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

平成30年2月23日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

一定以上の所得を有する要介護被保険者に係る特例居宅介護サービス費等の額及び市町村民税の課税非課税の別等が確定しない場合の保険料の額の算定方法を改め、保険料率を改定するとともに、共生型居宅サービス事業者の指定の申請に対する審査等に係る手数料を定めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

大阪市介護保険条例 (抄)

(第1条による改正関係)

(一定以上の所得を有する第1号被保険者に係る特例居宅介護サービス費等の額)
要介護被保険者

第4条の2 要介護被保険者(法第41条第1項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。)

で法第49条の2第1項に規定するものが受ける法第42条第1項の規定による特例居宅介護サービス費の支給、法第42条の3第1項の規定による特例地域密着型介護サービス費の支給又は法第49条第1項の規定による特例施設介護サービス費の支給について前条第1項、第2項又は第4項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。

2 要介護被保険者で法第49条の2第2項に規定するものが受ける法第42条第1項の規定による特例居宅介護サービス費の支給、法第42条の3第1項の規定による特例地域密着型介護サービス費の支給又は法第49条第1項の規定による特例施設介護サービス費の支給について前条第1項、第2項又は第4項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。

(居宅介護サービス費等の額の特例)

第5条 法第50条第1項又は第2項 の規定により読み替えられた法第49条の2第1項各号から第3項まで

定める規定に規定する割合は、これらの規定の適用を受ける要介護被保険者に係る法第50条第1項又は第2項 に規定する費用を負担することが困難である状況を勘案して市長が定める。
から第3項まで

(一定以上の所得を有する第1号被保険者 に係る特例介護予防サービス費等の額)
居宅要支援被保険者

第6条の2 居宅要支援被保険者(法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下

同じ。)で法第59条の2第1項に規定するものが受ける法第54条第1項の規定による特例介護予防サービス費の支給又は法第54条の3第1項の規定による特例地域密着型介護予防サービス費の支給について前条第1項又は第2項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。

2 居宅要支援被保険者で法第59条の2第2項に規定するものが受ける法第54条第1項の規定による特例介護予防サービス費の支給又は法第54条の3第1項の規定による特例地域密着型介護予防サービス費の支給について前条第1項又は第2項の規定を適用する場合においては、これ

らの規定中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。

(介護予防サービス費等の額の特例)

第7条 法第60条第1項又は第2項 の規定により読み替えられた法第59条の2第1項各号に
から第3項まで

定める規定に規定する割合は、これらの規定の適用を受ける居宅要支援被保険者に係る法第60
条第1項又は第2項 に規定する費用を負担することが困難である状況を勘案して市長が定
から第3項まで

める。

(保険料率)

第8条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号
平成30年度 平成32年度

被保険者（法第9条第1号に掲げる者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める
額とする。

(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲

げる者 $\frac{44,603\text{円}}{52,319\text{円}}$

(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 $\frac{52,713\text{円}}{61,831\text{円}}$

(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 $\frac{60,822\text{円}}{71,343\text{円}}$

(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 $\frac{68,932\text{円}}{80,856\text{円}}$

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 $\frac{81,096\text{円}}{95,124\text{円}}$

(6) 令第39条第1項第6号に掲げる者 $\frac{89,206\text{円}}{104,637\text{円}}$

(7) 令第39条第1項第7号に掲げる者 $\frac{101,370\text{円}}{118,905\text{円}}$

(8) 令第39条第1項第8号に掲げる者 $\frac{121,644\text{円}}{142,686\text{円}}$

(9) 令第39条第1項第9号に掲げる者 $\frac{141,918\text{円}}{166,467\text{円}}$

(10) 令第39条第1項第10号に掲げる者 $\frac{162,192\text{円}}{190,248\text{円}}$

2 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率に係る令第39条第1項第6号イの
平成30年度 平成32年度

市町村が定める額は、1,250,001円とする。

- 3 $\frac{\text{平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率に係る令第39条第1項第7号イの}}{\text{平成30年度 平成32年度}}$

市町村が定める額は、2,000,000円とする。

- 4 $\frac{\text{平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率に係る令第39条第1項第8号イの}}{\text{平成30年度 平成32年度}}$

市町村が定める額は、4,000,000円とする。

- 5 $\frac{\text{平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率に係る令第39条第1項第9号イの}}{\text{平成30年度 平成32年度}}$

市町村が定める額は、7,000,000円とする。

- 6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る $\frac{\text{平成27年度から平}}{\text{平成30年度 平}}$

成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、 $\frac{40,548\text{円}}{47,562\text{円}}$ とする。

(市町村民税の課税非課税の別等が確定しない場合の保険料の額の算定)

第10条 保険料の額の算定の基礎に用いる第1号被保険者に係る地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下「市町村民税」という。）の課税非課税の別又は同法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が確定しないため、当該第1号被保険者に係る当該年度分の保険料を確定することができない場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額は、当該年度分の保険料が確定する日までの間は、当該第1号被保険者に係る当該年度の前年度の賦課期日（当該賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合にあっては、当該資格を取得した日）における当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員についての当該年度の前年度分の市町村民税の課税非課税の別若しくは合計所得金額又は当該年度の前年度の賦課期日の属する年の前年中の所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額（以下「公的年金等の収入金額」という。）を当該年度分の市町村民税の課税非課税の別若しくは合計所得金額又は当該年度分の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額とみなして**介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第307号）**による改正前の令第39条第1項各号の規定を適用した場合における第1号被保険者の区分に応じ定める額により算定した額とする。

2 省 略

(手数料)

第17条 法の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数をその申請又は報告をする者から徴収する。

(1)－(2) 省 略

(3) 共生型居宅サービス事業者の指定の申請に対する審査 1件につき10,000円

(4) 共生型居宅サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査 1件につき10,000円

(3) 省 略

(5)

(6) 共生型地域密着型サービス事業者の指定の申請（当該申請に係る事業所が本市の区域の外にある場合であって、当該申請をする者が当該事業所についてその所在地の市町村長による共生型地域密着型サービス事業者の指定を受けているときにおける当該申請を除く。）に対する審査 1件につき10,000円

(4) 省 略

(7)

(8) 共生型地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請（当該申請に係る事業所が本市の区域の外にある場合であって、当該申請をする者が当該事業所についてその所在地の市町村長による共生型地域密着型サービス事業者の指定を受けているときにおける当該申請を除く。）に対する審査 1件につき10,000円

(5)－(11) 省 略

(9) (15)

(16) 介護医療院の開設の許可の申請に対する審査 1件につき63,000円

(17) 介護医療院の変更（構造設備の変更を伴うものに限る。）の許可の申請に対する審査 1件につき33,000円

(18) 介護医療院の許可の更新の申請に対する審査 1件につき16,000円

(12) 省 略

(19)

(20) 共生型介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査 1件につき10,000円

(13) 省 略

(21)

(22) 共生型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査 1件につき10,000円

(14)－(17) 省 略

(23) (26)

(18) 法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（法第115条の45第1項第1号イに規定す
(27)

る第1号訪問事業又は同号口に規定する第1号通所事業を行う者に限る。以下「指定事業者」という。)の指定の申請に対する審査 1件につき30,000円（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定（居宅介護又は重度訪問介護に係るものに限る。）を受けている者が当該指定を受けている事業所において法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業を行おうとする場合における当該申請及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者の指定（児童発達支援又は放課後等デイサービスに係るもの（主として重症心身障害児を通わせる事業所に係るものを除く。）に限る。）又は障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定（生活介護又は自立訓練（機能訓練）若しくは自立訓練（生活訓練）に係るものに限る。）を受けている者が当該指定を受けている事業所において法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業を行おうとする場合における当該申請にあつては、10,000円）

(19) - (20) 省 略

(28) (29)

(30) 事業者より報告を受けた介護サービス情報の公表に関する事務 1件につき2,000円

(31) 介護サービス情報の報告に係る調査の実施に関する事務 1件につき25,000円

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる申請に係る2の事業を同一の事業所において一体的に運営しようとする者が、同時に当該申請をする場合（当該申請に係る2の事業においてそれぞれ提供されるサービスが同種のものとして市規則で定めるものである場合に限る。）における当該申請に対する審査については、同欄に掲げる申請の区分に応じ同表の右欄に定める額の手数料を当該申請をする者から徴収する。

前項第1号及び第12号の申請 第19号	省	略
前項第1号及び第18号の申請 第27号	省	略
前項第2号及び第13号の申請 第21号	省	略
前項第2号及び第19号の申請 第28号	省	略

前項第 3 号及び第20号の申請		10,000円
前項第 3 号及び第27号の申請		10,000円
前項第 4 号及び第22号の申請		10,000円
前項第 4 号及び第28号の申請		10,000円
前項第 3 号及び第14号の申請 第 5 号 第23号	省	略
前項第 3 号及び第18号の申請 第 5 号 第27号	省	略
前項第 6 号及び第27号の申請		10,000円
前項第 4 号及び第15号の申請 第 7 号 第24号	省	略
前項第 4 号及び第19号の申請 第 7 号 第28号	省	略
前項第 8 号及び第28号の申請		10,000円

3 - 5 省 略

大阪市介護保険条例（抄）

（第2条による改正関係）

（市町村民税の課税非課税の別等が確定しない場合の保険料の額の算定）

第10条 保険料の額の算定の基礎に用いる第1号被保険者に係る地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下「市町村民税」という。）の課税非課税の別又は同法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下「合計所得金額」という。）が確定しないため、当該第1号被保険者に係る当該年度分の保険料を確定することができない場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額は、当該年度分の保険料が確定する日までの間は、当該第1号被保険者に係る当該年度の前年度の賦課期日（当該賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合にあっては、当該資格を取得した日）における当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員についての当該年度の前年度分の市町村民税の課税非課税の別若しくは 合計所得金額若しくは所得税、当該年度の前年度の賦課期日の属する年の前年の法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に掲げる金額又は当該年度の前年度の賦課期日の属する年の前年中の所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額（以下「公的年金等の収入金額」という。）を当該年度分の市町村民税の課税非課税の別若しくは 合計所得金額若しくは同号に掲げる金額、当該年度の賦課期日の属する年の前年の又は当該年度の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額とみなして介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第307号）による改正前の令第39条第1項各号の規定を適用した場合における第1号被保険者の区分に応じ定める額により算定した額とする。

2 省 略

附 則

1 - 2 省 略

（保険料の延滞金の特例）

3 当分の間、第13条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法

(昭和32年法律第26号) 第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。) が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

4 省 略